

2018年7月25日

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会
インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（第4回）

英国におけるサイトブロッキング法制とその運用状況について¹

明治大学情報コミュニケーション学部
准教授 今村哲也

1. サイトブロッキングの定義

どのような行為をサイトブロッキングと定義しているのか？

例えば、特定サイトを何らかの技術的手段でブロッキングできれば良いのか？

「DNS ブロッキング」というような具体的な手段についても明確になっているのか？

サイトブロッキングは裁判所の命令に基づいてなされるが、その内容は個別の事案で異なる。また、各社が有しているブロッキングシステムとの関係で、同じ事案におけるブロッキング命令の内容も、各社に対するものが異なっている。他方で、裁判所の命令が出る段階では、サイトブロッキングの具体的手段は明確となっている²。

*Newsbin2/No2*³では、IP アドレスブロッキングの手法は、ブロッキング対象となるウェブサイトの IP アドレスが非侵害サイトによりシェアされている場合にオーバーブロッキングになる可能性があることを理由に、IP アドレス再ルーティングと DPI ベースの URL ブロッキングが命令された。これらのブロッキング手法は、ブロッキング対象となるウェブサイトの IP アドレスが、非侵害サイトによりシェアされている場合において、オーバーブロッキングを避けるために必要となる手法である。これに対して、*Pirate Bay* が問題となった *Dramatico*⁴では、非侵害サイトによる IP アドレスのシェアはないとして、IP アドレスブロッキングの命令を出している。

Newsbin2 の差止命令では、BT に対して、ハイブリッドフィルタリング方式である

¹ 2018年7月28日（土）に開催予定の日本知財学会「第2回コンテンツと法シンポジウム～諸外国におけるサイトブロッキング法制～（第50回CMSC研究会）」で報告する予定の資料に加筆したものである。

² 株式会社三菱総合研究所「インターネット上の著作権侵害対策に関する諸外国調査報告書」（2017年3月）75頁によれば、「アクセスブロッキングの方式としては、□DNS方式、□IPアドレス方式、□URL方式などがあり、各ISPが保有しているシステムによって方式は異なる。これは、イギリスでは、*Newsbin2* 事件以前からISP各社が児童ポルノコンテンツの流通防止のためにアクセスブロッキングのシステムを自主的に導入していたが、それを著作権侵害サイトのブロッキングにも利用しており、共通のブロッキングシステムが導入されていないためである。例えばBTの場合は最も正確なブロッキングが可能なURL方式を採用しているが、すべてのISPでURL方式が採用されているわけではない。」とされる。

³ *Twentieth Century Fox Film Corp. v. British Telecommunications plc (No. 2)* [2011] EWHC 2714 (Ch) (*Newsbin2* [No2])

⁴ *Dramatico Entertainment Ltd v British Sky Broadcasting Ltd* [2012] EWHC 1152 (Ch) (*Dramatico* [No 2])

Cleanfeed の導入が求められた。Cleanfeed は、IP アドレス再ルーティングと URL ブロッキングのハイブリッド型のブロッキングシステムである⁵⁶。この事案では、裁判所は、特定のウェブサイトに対する IP ブロッキングと、サマリー分析を用いた DPI ベースの URL ブロッキングを命じたが、Cleanfeed として知られるシステムを使用していれば、命令の内容が遵守されているとの判断を示している⁷。

裁判所の命令と各社のブロッキングシステム—*Popcorn Time* 事件を例に⁸

主要な固定 通信事業者	①ブロッキングシステム	①のブロッキングシステムを順守すること で、裁判所により求められた技術的措置を担 保するとされたもの
BT	Cleanfeed	IP blocking IP address re-routing (to the URL blocking) DPI-based URL filtering
	Domain Name System	DNS blocking
SKY	Hawkeye	IP blocking IP address re-routing URL blocking
Virgin Media	Web Blocker 2	IP blocking IP address re-routing
TalkTalk	SIG (Service Inspection Gateway)	URL blocking
	blackholing	IP blocking

2. サイトブロッキングを可能とする法制度について

① 根拠となる法律、条文は何か？

- ・ 1988 年 CDPA (以下、「著作権法」とする) 第 97A 条および 191JA 条
- ・ 情報社会指令第 8 条 3 項を実装するために制定 (2003 年)

⁵ *Twentieth Century Fox Film Corp. v. British Telecommunications plc (No. 2)* [2011] EWHC 2714 (Ch) ('Newsbin2 [No2]') [6].

⁶ BT による Cleanfeed を用いた児童ポルノのサイトブロッキングの適用例について、児童ポルノ流通防止協議会「ブロッキングに関する報告書」(平成 22 年 3 月) 28 頁以下参照。

⁷ *Twentieth Century Fox Film Corp. v. British Telecommunications plc (No. 2)* [2011] EWHC 2714 (Ch) (Newsbin2 No2)[56].

⁸ *Twentieth Century Fox Film Corp v Sky UK Ltd*, [2015] EWHC 1082 (Ch) ('Popcorn Time') SCHEDULE 2 Technical Means

- ・ 権利者は比較的最近まで 97A 条の活用し始めていなかった (Newsbin2 以降活用)⁹

② その法律には具体的にどのように法定されているか？

- ・ 著作権法第 97A 条：高等法院は、サービス・プロバイダがそのサービスを著作権侵害のために利用している者がいることを「現実知っている」場合には、そのサービス・プロバイダに対して差止命令を与える権限を有すると定められている。
- ・ 第 97A 条に基づいて、裁判所は ISP 事業者に対して、著作権侵害サイトへのアクセスを遮断する（サイトブロッキング）命令を出す権限を有する。

③ サイトブロッキングを可能とする要件，対象サイトの認定基準

(1) 4つの要件（97A 条）

- (a) 被告がサービス・プロバイダであること¹⁰
- (b) 原告の著作権（または実演家の権利が）第三者によって侵害されていること
- (c) 侵害は被告のサービスを使用することによって行われていること
- (d) 被告は第三者による当該侵害行為について現実知っていること (actual knowledge)

+ 裁判所の裁量として考慮する判断要素（比例性など）

(d) 現実の認識：緩やかに解されている

- ・ 特定の状況において適切であると認めるすべての事項を考慮する
- ・ 特に配慮する事項(a)：2002年電子取引規則6条1(c)に従って提供される接触の手段を通じてサービス提供者の通知の受領の有無
- ・ 特に配慮する事項(b)：通知に含まれる次に掲げるものの範囲：(i)通知の発送者の氏名（フルネーム）及び住所，(ii)当該侵害の詳細

Twentieth Century Fox Film Corporation v British Telecommunications plc [No 1] [2011] EWHC 1981 (Ch), [146] ('Newzbin2' [No1]) at 146

- ・ 情報社会指令の第 8 条 3 及び著作権法第 97A 条の目的は、インターネット上の『侵害活動』を止める上で最適な立場にあるサービス・プロバイダ に対して、差止命令が認められるようにすることにある。したがって「現実知っている」の要件について過度に厳密に解釈すべきでない

⁹ J. Riordan, *The Liability of Internet Intermediaries*, Oxford, 2016., para 14.48.

¹⁰ 情報社会指令の「媒介者」（8条3項）の解釈にしたがう（*Twentieth Century Fox Film Corporation v British Telecommunications Plc* [2011] EWHC 1981 (Ch) at [103].

- ・ 特定 (**particular**) の者 (少なくともその者を含むグループ) が、特定の著作権物 (少なくとも著作物の種別) について、特定の侵害行為 (少なくとも行為の種別) を行っている』 ことに関する認識をサービス・プロバイダが有していたか否か、あるいはどの程度の認識を有していたのか
- ・ 特定の侵害に関する現実の認識ではなく、一人以上の者が著作権侵害のためのサービスを使用しているという事実に関する現実の認識：情報が多ければ多いほど、現実の認識があることになる
- ・ 具体的な者による、具体的な著作物にする、具体的な侵害行為について、現実に認識があることを証明する必要はない

④ 立証責任の所在

(1) サイトブロッキング付与の 4 つの前提条件

- (a) 被告がサービス・プロバイダであること¹¹
- (b) 原告の著作権 (または実演家の権利が) 第三者によって侵害されていること
- (c) 侵害は被告のサービスを使用することによって行われていること
- (d) 被告は第三者による当該侵害行為について現実に知っていること (**actual knowledge**)

(2) 裁判所が裁量として判断する差止救济に関する考慮要素¹²

- ・ 必要性
- ・ 有効性
- ・ 抑止力
- ・ 過度に費用のかかる複雑な救济策の回避
- ・ 適法な取引に対する障壁を生み出さないようにすること
- ・ 問題となる競合する基本的権利の間で「公正なバランス」を取る必要性
- ・ 比例性
- ・ 濫用を防止するための保護措置

※比例性が最も重要：他の要素は、比例性の問題に取り入れられるため (**Arnold**)

※ISP 側が同意したとしても、原告が申し立てた命令の方式のとおり、サイトブロッキング命令が出るわけではない。訴訟費用について、敗訴者負担制度があるため (弁護士費用も含む)、ISP 側が早々に原告の申し立てに同意する可能性もある。その場合も、当事者以外との関係で比例性が考慮される。

比例性の考慮要素：

¹¹ 1988 CDPA 97A(3).

¹² J. Riordan, *The Liability of Internet Intermediaries*, Oxford, 2016., para [13.96]

- ・ 関連する要因として、ブロッキングの事案における比例性の検討については、多くの要素が関連するといわれ、以下のように整理される¹³。
 - 原告・被告間：命令を遵守するための技術的措置のコストと入手可能性が最も重要で、原告に対する利益の大きさも考慮される。
 - 原告・第三者間：通常関連するものとして、適法なコンテンツと正当な取引に対する影響、第三者の表現の自由とプライバシーへの介入に対する正当性、将来の同種の侵害を防止するという点での命令の有効性があるとされる。

⑤ サイトブロッキングを行うための具体的な手続き方法は？

- (1) 著作権を侵害されている原告が、裁判所にサイトブロッキングを求める訴えを提起
 - ・ サービス・プロバイダは知的財産権に関する権利者の要請に基づく自発的なサイトブロッキングは行っておらず、あくまで裁判所の命令に基づいて行っている¹⁴。
 - ・ サービス・プロバイダは、確立した判例やブロッキング命令の方式について争いが無い部分では、当初から激しく争うことはないようであるが（それでも、命令が出なければ、サイトブロッキングは行わない）、最初のケースである *Newsbin2* 事件や、商標やコストの問題に関するテストケースとなった *Cartier* 事件では、本格的に争っている。
- (2) 裁判所における審理
- (3) サイトブロッキング付与の 4 つの前提条件+裁判所による裁量的な考慮要素
 - ・ 被告となるサービス・プロバイダは、原告の申し立てるサイトブロッキングの命令の内容に合意することもあるが、裁判所のエクイティ上の裁量に基づく命令であり、比例性の点などを考慮したうえで、裁判所がその内容を決定する。
- (4) 裁判所による命令
- (5) ISP による実施¹⁵

裁判所による命令の例 (*Newsbin2*: IP アドレス再ルーティングと DPI ベースの URL ブロッキング) ¹⁶

"1. 被告は、その利用するインターネット接続サービスにおいて Gleanfeed として知られているシステムが任意かどうかにかかわらず適用される顧客に対して、14 日以内に、現在、www.newzbin.com において現在アクセス可能となっている Newzbin2 として知られるウ

¹³ J. Riordan, *The Liability of Internet Intermediaries*, Oxford, 2016., para [14.114].詳細は、[14.114]—[14.144].

¹⁴ BT, Court orders, <https://www.btplc.com/Thegroup/Ourcompany/Ourvalues/Privacyandfreeexpression/Freeexpressiononline/Courtorders/index.htm>(2018年7月21日閲覧)。

¹⁵ BT が高等法院から受けた命令に従ってサイトブロッキングを行ってきたウェブページのリスト：<http://www.ukispccourtorders.co.uk/>(2018年7月21日閲覧)。

¹⁶ *Twentieth Century Fox Film Corp. v. British Telecommunications plc (No. 2)* [2011] EWHC 2714 (Ch) (*Newsbin2 No2*)[56].

ウェブサイトおよびそのドメイン及びサブドメイン、そして、payments.newzbin.com やその唯一あるいは主な目的が Newzbin2 のウェブサイトに対するアクセスを可能としたりは促進することにあるその他の IP アドレス又は URL を含むウェブサイトに対する、顧客によるアクセスをブロックまたはブロックを試みるための、以下に示す技術的措置を採用しなければならない。その技術的措置として採用すべきものは次の通り：

(i)前記ウェブサイトを運営している各 IP アドレス、および、原告又はその代理人によって被告に書面で通知された各 IP アドレスに関する IP アドレスの再ルーティング。および

(ii)前記ウェブサイトで利用できるそれぞれの URL、及びそのドメインとサブドメイン、および、原告又はその代理人により被告に対して書面で通知されたそれぞれの URL に関して、少なくともサマリー分析を用いた DPI ベースの URL ブロッキング。

2. 明確にするために記すと、第 1 項は被告が Cleanfeed として知られるシステムを使用すれば遵守されており、また、被告が詳細な分析を利用して DPI ベースの URL ブロッキングを行うことを要求するものではない。

3.被告が、原告又はその代理人による書面による同意を得て、一時的に Cleanfeed またはそれに対する IP アドレスまたは URL の追加することを中止する場合には、第 1 項の違反とはならない。

4.当事者は、明確にするために記すと上記の原則にしたがいその趣旨を損なうことなく例示すれば、費用、当事者への影響、および上記の技術的手段の効果に関することを含めて、状況に重大な変更が生じた場合、通知により申し立てを行うことができる。

5.原告は、2010 年 12 月 16 日までに生じたこの訴訟の費用を支払うものとする。被告は、申 2010 年 12 月 17 日から 2011 年 7 月 28 日までに生じた原告に生じた費用を支払うものとする。そのような費用には、合意がなければ、標準的査定により評価され、相殺されるものとする。各当事者は 2011 年 7 月 28 日以降、自己費用を負担するものとする。

⑥ サイトブロッキングを決定できる組織（裁判所？行政官庁？等）

97A 条に基づいて、裁判所は ISP 事業者に対して、著作権利侵害サイトへのアクセスを遮断する（サイトブロッキング）命令を出す権限を有する。

3. 立法の議論において以下についてはどのように考えられているか？

① 立法事実

CDPA 第 97A 条の立法目的は、情報社会指令 8 条 3 項と本質的に同じであると考えられている。97A 条が具体的に活用されるようになったきっかけと作った *Newzbin2* 判決において、アーノルド判事は、「情報社会指令の第 8 条(3) 項および及び著作権法第 97A 条の目的は、インターネット上の『侵害活動』を止める上で最適な立場にあるサービス提供者に対して、差止命令が認められるようにすることにある」と述べている¹⁷。

¹⁷ *Twentieth Century Fox Film v British Telecommunications plc*, [2011]EWHC 1981(Ch) para 146.

情報社会指令前文 59 : 「デジタル環境において、特に、媒介者のサービスが、違法な活動のために第三者によって利用されることが増加する可能性がある。多くの場合において、このような媒介者は、こうした違法な活動を停止させるのに最善の立場にある。したがって、適用可能なその他のすべての制裁および救済手段を妨げることなく、権利者はネットワークにおいて保護される著作物またはその他の権利の主題を第三者が侵害すること伝達する媒介者に対して、差止めを求める可能性を有するものとする。この可能性は、媒介者によって伝達される行為が、第5条に基づいて除外される場合であっても、あてはまる。このような差止めに関する条件および方式は、加盟国の国内法に委ねられるものとする」(下線付加)

政府は情報社会指令 8 条 3 項を実装する上で、新規の立法は不要と考えていたが、国内でのコンサルテーションの過程で、同指令 5 条 1 項が過渡的な複製を許容していることとの関係で、規定がないと媒介者に差止めが適用できるかが不明確であるという意見があり、不明確さを取り除くために、法制定に至ったとされる¹⁸。

情報社会指令前文 59 は、8 条 3 項は第三者の侵害行為に関する最安価費用回避者¹⁹(least Cost Avoider)であるから媒介者を差止め対象とするポリシーを明確に反映しているといわれる²⁰。

② サイトブロッキングは、抜け道があるので効果が限定的であるとの批判があるが、このような批判は立法時の議論であったか？また、それに対して、どのようにその議論を乗り越え結論に至ったのか？

Newsbin2 では、BT 側から、ブロッキング命令の有効性(efficacy)²¹について疑義が主張された。BT がブロッキングを実施しても、BT 加入者がブロッキングを回避することが可能であることや、*Newsbin2* がすでに利用者によるブロッキングの回避を支援する計画を立てている証拠などが示された。

Arnold 判事は、要約すれば以下の理由から、ブロッキング命令が効果的ではないという議論を否定している²²。

(1) 多くの利用者にとって、実際に迂回行為を行うには、現在有している以上の専門知識が必要となる。仮にすべての利用者がそのような専門知識を身につける能力があると

¹⁸ Caddick, N, Davies, G and Harbottle, G, Copinger and Skone James on Copyright, 17th edition (Sweet & Maxwell, 2016), at section 21-252.

¹⁹ デジタル化・ネットワーク化した環境が進むと、創作者に権利を与えたとしても、第三者は、権利者が権利を行使しようとするとき非常に時間とコストがかかる領域でフリーライドが行う結果、権利が実現できなくなる。フリーライドが横行する結果、公共財としての情報の生産が減少し、社会全体の利益は小さくなってしまふ。この場合、最安価費用回避者(最も安い費用でコストを低減させることができる者)に差止めを受ける地位に置くことで、社会的利益の最大化につながる場合がある、ということになるのか。

²⁰ J. Riordan, *The Liability of Internet Intermediaries*, Oxford, 2016., para [14.52]

²¹ エンフォースメント指令第3条(2)は、知的財産権の実施を確実にするために救済措置が「有効」であることを要求する。前文3は、有効性は強制の「手段」に関係し、実質的な知的財産法が「効果的に適用される」ことを保証している。

²² *Newsbin2* [2011] EWHC 1981 (Ch), 192-198

しても、更なる時間と労力が必要となる。

- (2) 迂回措置は速度の低下やダウンロードの質の低下を招く可能性がある。利用者が別のプロバイダのサービスを使用する準備があればそうならないが、すべての利用者がそのような準備ができるとは限らないし、金銭的な問題だけでなく、セキュリティの問題も生じる。
- (3) Newzbin2 (Usenet でダウンロードできるリストを保有) のメンバーは、コンテンツにアクセスするために、定額料金を支払う必要がある。それと同時に、Usenet サービスに加入している必要がある。迂回するユーザーは、一般的には、有料のサービスを使用する必要がある。(a) Usenet サービスと (b) Newzbin2 の支払いに加えて、(c) 迂回目的で追加のサービスに対して支払う必要がある。その結果、Newzbin2 を使用する場合には、適法サービスを利用する場合とのコスト差がさらに狭まる (非アクティブな利用者に特に当てはまる)。コスト差が小さければ小さいほど、少なくとも一部の利用者は、適法サービスから資料を得るための多少の追加的な金銭を払う可能性が高くなる。
- (4) 議論の中心的な複雑さは、人間の行動を前提としている。人間の行動を正確に予測することは難しいことはよく知られており、最終的な結果は不確実である。映画会社側の証拠によれば、イタリアの裁判所による類似の命令が **Pirate Bay** に出されたときに、同サイトの利用者は著しく減少したように見える。BT の証拠が指摘するように、迂回されたトラフィックは、モニタリング結果によってピックアップされていない可能性もある。しかし、迂回されたトラフィックが相当な量であることの確認たる証拠はない。
- (5) 最終的に、ブロッキング命令が少数の利用者による Newzbin2 に対するアクセスが妨げられるだけであっても、そのような命令は正当化されるであろうという意見に賛成する。

③ 通信の秘密との関係についてどのような議論がされたか？

④ 表現の自由との関係についてどのような議論がされたか？

イギリスにおける 97A 条の立法時の議論は不明である。司法のサイトブロッキング命令の運用において、これらの問題は、比例性との関係で考慮されることになる。

4. サイトブロッキングにかかるコスト負担の問題について

① ISP 側の手続きコストはだれが負担するのか？

② ISP 側のシステム構築コストはだれが負担するのか？

・ 1988 年法 97A 条に基づく場合

- サービス提供者 (通常は ISP) : 通常はブロッキング救済の実施費用を負担
- 申請者 : 申請のコストを負担する

- 申請者：ブロックされた URL に必要な変更を特定し，被申請者に通知するためのコストを負担する必要がある
- ・ BT の推計(Newzbin 2[No2])²³
 - 最初の導入コスト：5000 ポンド
 - その後の各 notification のコスト：100 ポンド
- ・ *Newzbin2*における 3つの正当化根拠（アーノルド判事）²⁴
 - ① 規範的根拠：被請求人は何らかの不法行為に責任がないとしても，規制を受ける産業における通常の市場参加者であり，その結果，他の企業と同様にそのような規制（司法上または立法上）の費用を負担しなければならない。「ビジネスを行う上でのコスト」論
 - ② 形式的根拠：EU 法の要件との整合性。欧州議会がその費用を媒介者に課すことを選択した情報社会指令前文 59 が含意。
 - ③ 実際の根拠：コストの規模が小さい。実施コストが小さく，実行可能性が ISP によって負うことができる程度。コストは「適度かつ比例性をもつ」（参照：BT の推計）

※Cartier International AG & Ors v British Telecommunications Plc & Anor [2018] UKSC 28 による修正

現行：サービス提供者（通常は ISP）：通常はブロッキング救済の実施費用を負担

↓

最高裁は，原則として，権利者は，ISP が命令を遵守する上で必要となる費用(compliance costs)を補償しなければならないとしたが，一方で，その補償は，合理的な範囲に限定される，とも判断している（本件では，超えていないとの判断）²⁵。

Cartier 最高裁判決の立場

費用の内容	最高裁判所の判断
(i) 対象サイトをブロックするために必要なハードウェアとソフトウェアの取得と，アップグレード費用	争われず（児童ポルノのブロッキングなどのためにいずれにしても必要であるため）
(ii) 顧客サービス、ネットワークおよびシステム管理を含むブロッキングシステムの管理コスト	争われず（児童ポルノのブロッキングなどのためにいずれにしても必要であるため）
(iii) アプリケーションの処理と ISP のブロッキ	原則として，合理的な費用について，

²³ [2011] EWHC 2714 (Ch) *Newzbin2*[No2], para 32.

²⁴ [2011] EWHC 2714 (Ch), [32] (Arnold J). Riordan, Jaani. *The Liability of Internet Intermediaries* (Kindle Location 23427). OUP Oxford. Kindle Edition. para [18.73]-[18.78]が，アーノルド判事の立論を normative, formalist, pragmatic という 3つの観点に整理して，批判的に分析している。

²⁵ *Cartier International AG & Ors v British Telecommunications Plc & Anor* [2018] UKSC 28 at [36].

ングシステムの設定を含む命令を最初に導入する際の限界費用	補償の対象 →当事者は正しいブロッキング命令の方式について合意に至るよう努力せよ
(iv) ブロックされたインターネットロケーションからウェブサイトが移動した場合に対応するためにブロックシステムを再構成することを含む、権利者からの通知に応答し、その命令の有効期間にわたりブロッキングを更新するための費用	原則として、合理的な費用について、補償の対象 →当事者は正しいブロッキング命令の方式について合意に至るよう努力せよ
(v) たとえば、オーバーストッキングの結果として、通知のエラーやブロッキングによって引き起こされる悪意のある攻撃を原因として、ISPの過失なくブロッキングが誤作動した場合に発生する可能性のあるコストおよび責任	原則として、合理的な費用について、補償の対象 →当事者は正しいブロッキング命令の方式について合意に至るよう努力せよ

③ その他のコストはだれが負担するのか？

訴訟費用は、敗訴者負担制度（イギリスの場合、弁護士費用を含む）²⁶

※ 弁護士費用は相当に高額なので、保険制度が発達

サイトブロッキング訴訟も同様（*Newzbin2*）

訴訟前費用(pre-cost)、命令の方式を決定するコストは含まない

暫定的差止(interim injunction)ではなく、終局的差止なので保証金は求められない

5. サイトブロッキングを行う ISP の規模はどの程度か？

※日本の場合、大企業から中小企業まで存在しており資力に大きな差がある。

サイトブロッキング命令の訴訟で被告となっている ISP :

主要な固定通信事業者	加入者（固定ブロードバンド事業）
BT (BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC)	9339000
SKY (BRITISH SKY BROADCASTING LIMITED)	6200000
Virgin Media (VIRGIN MEDIA LIMITED)	5135500

²⁶ 我妻学「イギリスにおける近時の民事法律扶助および訴訟費用の改正」都法 54 卷 1 号 255 頁参照。

TalkTalk (TALKTALK TELECOM LIMITED)

4219000

※ モバイルブロードバンドを提供する携帯電話通信事業者として、O2 (TELEFÓNICA UK LIMITED), EE (EVERYTHING EVERYWHERE LIMITED : BT 子会社) も被告となっている案件がある

※ 加入者データは、ISPreview (<https://www.ispreview.co.uk/review/top10.php>) から抽出(Updated 17th July 2018)

- ・ イギリスの4大ISP (BT, TalkTalk, Virgin media, Sky) で、固定ブロードバンド事業の95%のシェア (加入者数)
- ・ 4社を被告にすれば、大部分は網羅できるし、実際、そのように訴訟が行われる

6. 現在までに起きている訴訟および判決の内容を教えてください。

2011年のNewsbin2事件以降、97A条を根拠として、著作権に関してサイトブロッキング命令を出す慣行が生まれている。

正確な数字は不明であるが、書籍の文献で紹介されている数字としては、この規定に基づいて、英国の5社のISPに対して、25件以上の命令が出されており、大体120のウェブサイト (及び数千のミラーサイトのURL, プロキシサーバー, 後継のURL) がブロッキングの対象となっているとの説明がある²⁷。

商標権侵害のサイトに関するサイトブロッキングについては、97A条に相当する規定はないが、1981年上級裁判所法37条1項を根拠にブロッキング命令を出す管轄を認めている²⁸。

主なサイトブロッキング命令に関する判決

事件名	原告	被告	対象サイト	対象サイトの特徴, その他
<i>Twentieth Century Fox Corporation v British Telecommunications plc [No 1] [2011]</i> EWHC 1981 (Ch),	ハリウッド映画会社6社	BT	Newsbin2	Usenetのインデックス作成と検索サービス

²⁷ J. Riordan, *The Liability of Internet Intermediaries*, Oxford, 2016., para [14.02]

²⁸ Cartier事件 (*Cartier International AG & Ors v. British Sky Broadcasting Ltd & Ors* [2014] EWHC 3354 (Ch)) については、丸橋透「プロバイダの侵害防止技術導入義務—英国—ECJ法理の検討」『知的財産・コンピュータと法—野村豊弘先生古稀記念論文集』(2016年, 商事法務) 847頁以下参照。

[146] ('Newzbin2' [No1])				
<i>Twentieth Century Fox Film Corp. v. British Telecommunications plc (No. 2)</i> [2011] EWHC 2714 (Ch) ('Newsbin2 [No2]')	ハリウッド映画会社7社	BT	Newsbin2	[No1]を前提に、具体的な命令の形式を検討
<i>Dramatico Entertainment Ltd v British Sky Broadcasting Ltd</i> [2012] EWHC 268 (Ch) ('Dramatico [No 1]')	大手レコード会社9社	主要ISP6社	The Pirate Bay	BitTorrentトラッカー
<i>Dramatico Entertainment Ltd v British Sky Broadcasting Ltd</i> [2012] EWHC 1152 (Ch) ('Dramatico [No 2]')	大手レコード会社9社	主要ISP6社	The Pirate Bay	[No1]を前提に、当事者が合意又は被告が反対しなかった具体的な命令の形式について検討
<i>EMI Records Ltd v British Sky Broadcasting Ltd</i> [2013] EWHC 379 (Ch) ('EMI').	大手レコード会社10社	主要ISP6社	KAT, H33T, Fenopy	BitTorrentトラッカー
<i>The Football Association Premier League Ltd v British Sky Broadcasting Ltd and others</i> [2013] EWHC 2058 (Ch)	プレミアリーグ(サッカーリーグの団体)	主要ISP6社	FirstRow	スポーツイベントのストリーミング放送のインデックス作成・アグリゲーションポータル

<i>Paramount Home Entertainment International Ltd v British Sky Broadcasting Ltd</i> [2013] EWHC 3479 (Ch) ('Paramount [No 1]')	ハリウッド映画会社 6 社	主要 ISP 6 社	TubePlus, SolarMovie	映画やテレビ番組のストリーミングへのアクセス提供
<i>Paramount Home Entertainment International Ltd v British Sky Broadcasting Ltd</i> [2014] EWHC 937 (Ch) ('Paramount [No 2]')	ハリウッド映画会社 6 社	主要 ISP 6 社	Viooz, Megashare, zMovie, Watch32	映画やテレビ番組のストリーミングへのアクセス提供
<i>1967 Ltd & Ors v British Sky Broadcasting & Ors</i> [2014] EWHC 3444 (Ch)	大手レコード会社 7 社	主要 ISP 5 社	bittorrent.am, btdigg.org, btloft.com, bts.to,ほか合計 21 サイト	BitTorrent トラッカー (21 のターゲットサイト)
<i>In Twentieth Century Fox Film Corp v Sky UK Ltd,</i> [2015] EWHC 1082 (Ch) ('Popcorn Time')	ハリウッド映画会社 6 社	主要 ISP 5 社	Watch Online Series, G2G, Axxo Movies, Popcorn Time IO, Flixtor, Movie Panda, Popcorn Time SE, Isoplex	①ストリーミングサイト, ②BitTorrent サイト, ③ポップコーン・タイム・タイプのサイト (ダウンロード可能なアプリケーションで, BitTorrent から侵害コンテンツのダウンロード, ストリーミングを行うアプリ)
<i>Bloomsbury Publishing plc v. British Telecommunications</i>	英国出版社	主要 ISP 5 社	AvaxHome, Ebookey, Freebookspot, Freshwap,	違法にコピーされた書籍が入手可能なサイト (詳細不明)

<i>plc</i> (Unreported, 19 May 2015, Mann J)			Libgen, Bookfi, Bookre	
--	--	--	------------------------	--

参考資料

1988年CDPA（イギリスの著作権法）

第97A条（サービス提供者に対する差止命令）

(1) 高等法院（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実に知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。

(2) サービス提供者がこの条の目的上現実に知っているかどうかを決定する際に、裁判所は、特定の状況において適切であると認めるすべての事項を考慮し、かつ、特に次に掲げることに配慮する。

(a)2002年の電子取引（EC指令）規則（SI2002/2013）の規則第6第1項c号に従って提供される接触の手段を通じてサービス提供者が通知を受領しているかどうか。

(b)いずれの通知にも含まれる次に掲げるものの範囲

(i) 通知の発送者の氏名（フルネーム）及び住所

(ii) 当該侵害の詳細

(3) この条において、「サービス提供者」は、2002年の電子取引（EC指令）規則の規則第2により与えられる意味を有する。

（サービス提供者に対する差止命令）

第191条のJA

(1)高等法院（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを実演家の財産権を侵害するために使用する他の者のことを実際に知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。

(2)サービス提供者がこの条の目的上実際に知っているかどうかを決定する際に、裁判所は、特定の状況において適切と認めるすべての事項を考慮し、かつ、特に次に掲げることに配慮する。

(a)2002年の電子取引（EC指令）規則（SI2002/2013）規則第6第1項cに従って利用できる接触手段を通じて、サービス提供者が通知を受け取っていたかどうか。

(b)いずれの通知も、次に掲げるものを含んでいるその範囲

(i)通知の送り手の氏名（フルネーム）及び住所

(ii)当該侵害の詳細

(3)この条において、「サービス提供者」は、2002年の電子取引（EC指令）規則の規則第2により与えられる意味を有する。

(4)第 177 条の規定は、第 1 部について適用されると同様に、この条についても適用される。

【情報社会指令】

第 8 条 制裁および救済措置

1. <略>
2. <略>
3. 加盟国は著作権者が、著作権もしくは関連する権利を侵害するために第三者によって利用されている媒介者(intermediaries)に対しても、差止命令を申し立てる立場にあるようにしなければならない。

【エンフォースメント指令】

第 11 条 差止

加盟国は、権利者が、第三者によって利用されている媒介者 (intermediaries) に対しても上述の情報社会指令 8 条(3)に反しない限り、差止命令を申し立てる立場にあるようにしなければならない。